

生徒会役員選挙規約

第1章 目的

第1条 本規約は、日進市立日進北中学校の生徒会役員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が生徒の自由に表明する意思によって公明且つ適正に行われることを保障することを目的とする。

第2章 選挙事務の管理（選挙管理委員会）

第2条 選挙に関する事務は日進市立日進北中学校選挙管理委員会が管理する。

第3条 選挙管理委員会は、各学級より1名選出し、組織する。

第4条 委員長1名、副委員長1名は、委員の中から互選する。

第5条 委員は、生徒会役員選挙に立候補することはできない。

第3章 選挙権

第6条 日進市立日進北中学校に所属する生徒は、生徒会役員の選挙権を有する。

第4章 被選挙権

第7条 日進市立日進北中学校に所属する生徒は、下記の条件に従い、当該役員の被選挙権を有する。
ただし、担任の承諾印を得なければ立候補することはできない。

（立候補できる学年：前期の場合は新学年）

前期 2・3年 後期 1・2年

第5章 選挙運動

第8条 立候補者は、選挙管理委員会の設ける立会演説会で意見を述べることができる。

第9条 選挙運動に必要な物品は、選挙管理委員会の印がある定められたものを使用する。

第10条 当選者は有効投票の最多数を得たものとする。同数の場合は決選投票をする。

第11条 立候補が定数と同数の場合は当選とする。

第12条 役員に欠員が生じた場合、残りの任期が3か月以上ある場合は補欠選挙をする。

第13条 選挙管理委員は立候補できない。ただし、選挙管理委員をやめれば立候補できる。

第14条 選挙規約の制定及び変更は、生徒総会で出席全員の過半数で、これを決める。

附則

この規約は、平成26年2月21日より実施する。